

第1号議案 今吉田線の事業計画（案）について

■ 運行の経緯・背景

バス事業は、利用者の減少や深刻な運転手不足により、全国的に非常に厳しい経営状況におかれている。本市北部においても、可部駅～都心間の路線の重複や、可部駅以北での需要に見合わない非効率な運行形態などの課題を抱え、路線の維持が危ぶまれる状況となっている。

こうした課題に対応し、バス路線を将来にわたり持続可能なものとするため、近隣市町から都心へ直通する長距離路線を可部駅等でフィーダー化することについて、広島市が主体となって検討を行ってきた。この度、フィーダー化の検討対象路線のうち、関係市町及び事業者間の調整が最初に調った今吉田線について、令和4年10月から実施することとしたものである。

当該路線は、現在、広島電鉄㈱により、都心直通系統（今吉田公民館～広島バスセンター）と、フィーダー系統（豊平病院・今吉田公民館～安佐営業所）が、それぞれ大型バスにより運行されており、北広島町今吉田地区及び安佐北区小川内地区の住民が安佐北区飯室地区や可部地区で買い物等をするために利用されているほか、朝夕の時間帯を中心に通勤・通学に利用されていることから、地域住民が日常生活を営む上で、当該路線の維持・存続は必要不可欠である。

令和4年10月からは、上記の系統を可部駅までのフィーダー系統に再編し、車両を小型化するとともに、路線の運行を広島市北部エリアを拠点とする広島交通㈱に移管することとしており、路線再編後は、可部駅等において、市都心部への路線バスやJR可部線と接続し、地域間交通ネットワークを補完する支線としての機能を有することとなる。

■ 事業計画（案）の策定に係る協議経緯

（令和3年4月～令和4年1月）

- ・ 広島市が主体となり、広島電鉄㈱及び広島交通㈱をはじめとした近隣エリアを運行する路線バス事業者並びに北広島町と、今吉田線の運行事業者、運行計画等についての協議を実施。
- ・ 協議の結果、本年10月から可部駅でフィーダー化するとともに、路線の運行を広島交通㈱に移管することとし、ルート・ダイヤ等の事業計画素案を作成。

（令和4年2月～8月）

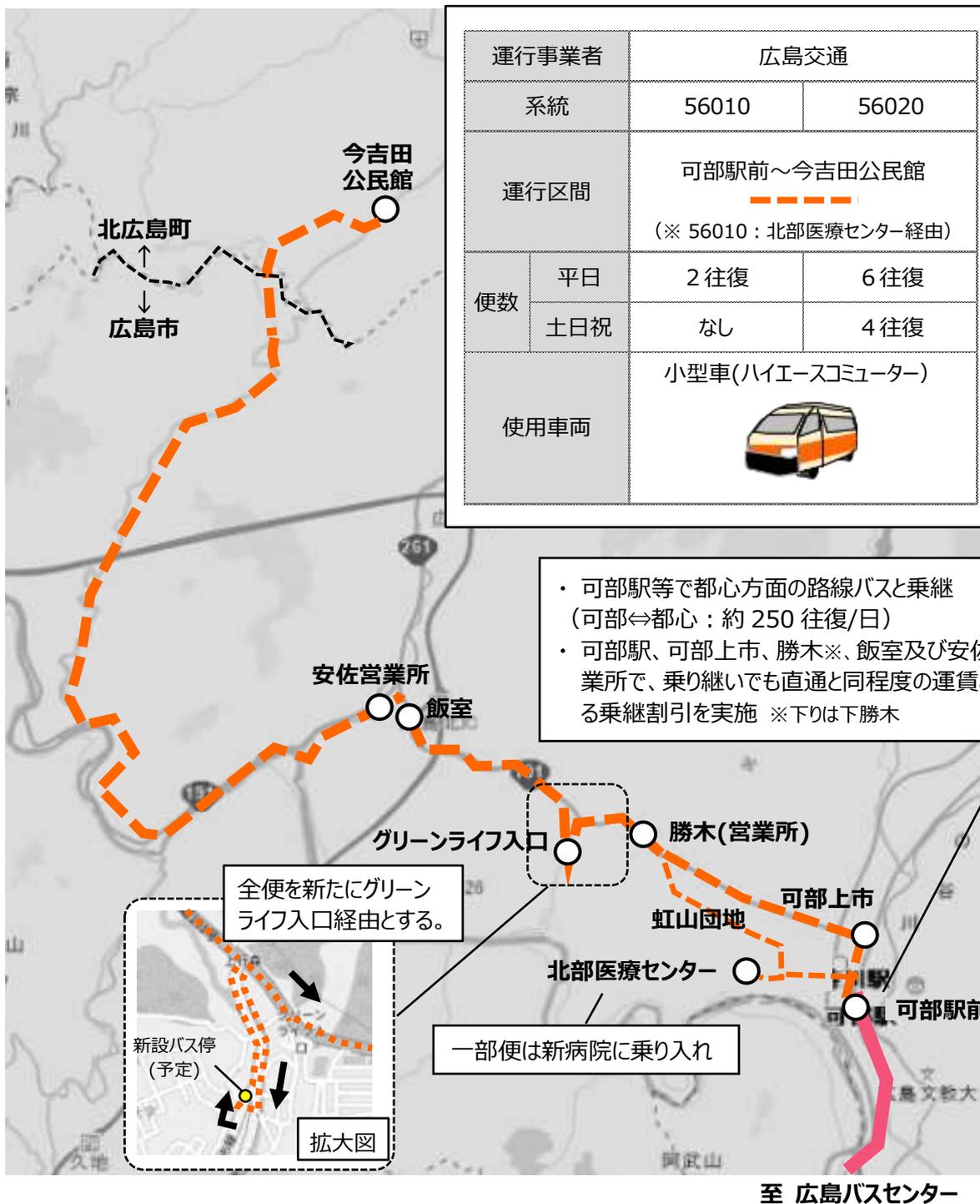
今吉田線の事業計画素案について、関係地区の自治会等への説明を実施。地域住民からの意見を踏まえながら、広島交通㈱と事業計画案を調整。

■ 事業計画案について

運行を予定している乗合旅客自動車運送の事業計画は以下のとおり。

事業計画案			
名 称	今吉田線		
運行事業者	広島交通株式会社		
運 行 路 線 ・ 運 行 日 等 (P. 5-7 路線図 P. 8-9 系統図 P. 10 運行回数表 P. 11-12 時刻表 を参照)	路線	系統 56010 ※ 北部医療センター経由	系統 56020
	運行日	平日 (月～金) のみ	毎日
	キロ程 所要時間	(片道) 28.6 km・55 分	(片道) 27.8 km・50 分
	運行便数 (平日)	2 往復	6 往復
	運行便数 (土日祝)	なし	4 往復
	停留所	51 か所	50 か所
	運 賃	<ul style="list-style-type: none"> ・大人運賃：P. 13-14 運賃表参照 ・小児運賃：大人運賃の半額 (端数は 10 円単位へ切上) ・運賃割引制度 <ul style="list-style-type: none"> PASPY 割引：最大 10% 割引 (運賃額の端数は 10 円単位へ切上) 乗継割引：PASPY を利用して乗継利用した場合、2 回目の乗車を 20 円引き 障害者割引：P. 15 障害者割引運賃表参照 直通割引：特定の停留所*で都心方面の路線バスと乗継利用した場合に、従来の今吉田線で直通利用した場合と同じ運賃を適用。 <p>※可部駅前、可部上市、勝木(下りは下勝木)、飯室、安佐営業所</p>	
使用車両 (P. 16 使用車両 の詳細を参照)	小型車両 (乗車定員 13 人)、予備含め 3 台		

運行概要図



■ 移動円滑化基準に適合しない車両の使用について（適用除外認定）

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号）に基づき、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」が定められ、路線定期運行する車両について、この基準に適合するよう求められている。

車両総重量 5t 以下であって乗車定員が 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、スロープ板の設置や通路の有効幅の確保などについて、地域公共交通会議の合意を得ることを条件に、使用者を特定して適用除外の認定を行うことができる。

当該路線に配置する車両（ハイエース通勤用）については、移動円滑化基準に適合するための改造等が困難であること、また、運行経路に当該車両以外では通行困難な道路があり（P.17 参照）、移動円滑化基準に適合する自動車の使用が困難であることから、基準の適合しない車両を使用することについて承認することとする。

移動円滑化基準のうち、適合困難な条件および事項	乗降口のスロープ板設置	車椅子使用者の乗降を円滑にする設備を備えること (第 37 条第 2 項第 2 号)
	車椅子スペース	車椅子スペースを一以上設けること(第 39 条)
	通路の有効幅	乗降口と車いすスペースとの間の通路の幅は 80 cm 以上とすること(第 40 条第 1 項)
	通路の手すり	通路には大臣の定める間隔で手すりを設けること (第 40 条第 2 項)
車いす利用者への対応	他事業者の介護タクシーや福祉タクシーの利用をお願いする。	
○その他		
聴覚障害者への対応に関し、筆話用の紙とボールペンを車内に常備する。		